

介護職員処遇改善加算改善ルール

令和2年度改善予定額	52,655,310	処遇改善予定報酬	52,416,516
------------	------------	----------	------------

	金額	人数	月数		
常勤職員	令和2年度定昇分として (賞与含む)	2,000	60	15.6	1,872,000
	一時金として	330,000	60	1	19,800,000

	金額	人数	月数		
契約	令和2年度定昇分として (賞与含む)	2,000	2	15.6	62,400
	一時金として	200,000	2	1	400,000

	金額	人数	時間数		
非常勤	令和2年度定昇分として (賞与含む)	15	1	59,794	896,910
	一時金として	150,000	47	1	7,050,000

	金額	人数	月数・回数・時間数等		
手当の増額	資格手当	3,000	54	12	1,944,000
	夜勤・特養	5,000	4	365	7,300,000
	夜勤・GH	2,500	2	365	1,825,000

	金額	人数	月数・回数・時間数等		
手当の新設	遅番手当1	1,000	2	365	730,000
	遅番手当2	1,500	2	365	1,095,000
	運行手当	200	25	120	600,000
	研修手当	2,000	40	10	800,000
	アセッサー・レベル認定手当(キャリア段位)	4,000	10	12	480,000

	金額	人数	月数・回数・時間数等	
社会保険料 事業主負担分	650,000	1	12	7,800,000

介護職員特定処遇改善加算改善ルール

グループ 種別	雇用形態	職種	資格の有無 ※介護福祉士資格の有無 は登録証で確認	要件	改善額	予定人数
a	常勤	介護職	介護福祉士資格 有	課長職にある職員	20,000	6
a	常勤	介護職	介護福祉士資格 有	課長代理職にある職員	20,000	3
a	常勤	介護職	介護福祉士資格 有	係長職にある職員	30,000	6
a	常勤	介護職	介護福祉士資格 有	主任職にある職員	25,000	9
a	常勤	介護職	介護福祉士資格 有	以下のいずれの要件も満たす職員 ①介護福祉士として登録していること ②介護職としての勤務経験が10年以上あること	20,000	11
b	常勤	介護職	介護福祉士資格 有	介護福祉士として登録しているが介護職としての勤務経験が10年に満たない職員	15,000	8
b	常勤	介護職	介護福祉士資格 無	介護福祉士資格を有していないが、介護職としての勤務経験が10年以上ある職員	10,000	2
b	常勤	介護職	介護福祉士資格 無	介護職としての勤務経験が10年に満たない職員	7,000	10
b	非常勤 (注2)	介護職	介護福祉士資格 有	介護福祉士登録をしている職員	8,000	15
b	非常勤 (注2)	介護職	介護福祉士資格 無	介護福祉士資格を有していない職員	4,000	30
c	常勤	機能訓練指導員	機能訓練指導員として認められる資格		10,000	1
c	常勤	管理栄養士	管理栄養士		20,000	1
c	非常勤 (注2)	管理栄養士	管理栄養士		10,000	1
c	非常勤 (注2)	庶務			5,000	5
c	非常勤 (注2)	事務			10,000	3

注1：但し、介護福祉士資格を所持しない役職者については規定の額の2分の1の金額とする

注：非常勤職員については、勤務時間の長短により減額することがある。

単位：円

※勤務経験は他法人での勤務経験を含みます。

「10年以上」「10年に満たない」の10年の意味⇒原則として勤務年数にりますが、国が言う10年の意味は介護に係る「経験、技能のあるもの」と言う意味であり、人事考課等の評価等を加味して短縮あるいは延長することがあります。また、必要に応じて前職場における勤務証明書等の提出を求めることがあります。

※月の途中入職の場合翌月からの支給とする。

昨年度との相違点⇒二重線アンダーライン部分